

## 大分県優良産廃処理業者等支援事業（産業廃棄物分別促進事業）の流れ

**※コンテナの購入は補助金の交付決定通知書を受け取って申し込みをしてください！**

補助金の交付申請から交付までのおおまかな流れは、次のとおりです。

|             |  |
|-------------|--|
| ①見積書の入手     | 導入する機器の見積書等を入手する。  |
| ②交付申請の手続き   | 大分県循環社会推進課に補助金交付申請を行う。<br>・補助金交付申請書（第1号様式）<br>・事業計画書（第2号様式）<br>・収支予算書（第3号様式） |
| ③交付決定       | 県から、交付決定通知書（第6号様式）を受け取る。   |
| ④加入申込、機器の購入 | 交付決定通知書を受けてから、コンテナを購入してください。   |
| ⑤実績報告       | 大分県循環社会推進課に、実績を報告する。<br>・実績報告書（第8号様式）<br>・事業実績書（第9号様式）<br>・収支精算書（第10号様式）     |
| ⑥確定通知       | 県から、額の確定通知書（第11号様式）を受け取る。  |
| ⑦請求書        | 請求書（第7号様式）を提出して、補助金の支払いを受ける。   |

※補助金の交付決定通知を受けて交付額が決定した後に、補助金の額に変更がある場合は、改めて、変更申請が必要です。変更申請の手続きについては、県の担当者までご連絡ください。

※交付申請を受理し、交付決定通知書の交付までに約1ヶ月程度かかります。